

初期契約解除に関するご案内

※この初期契約解除は、個人（事業を営まれている個人を含みます）であるお客様が締結されている契約のみが対象となるものであり、法人やその他の団体であるお客様が締結されている契約については、この初期契約解除を行うことはできません。

本書面では初期契約解除に関する内容について説明いたします。

■ 初期契約解除の対象サービス（個人による契約が対象であり、法人による契約の場合は対象外）

単独プラン ファミリータイプ	単独プラン マンションタイプ	単独ライトプラン
プロバイダセットプラン ファミリータイプ	プロバイダセットプラン マンションタイプ	プロバイダセットライトプラン

■ 初期契約解除の対象となる注文

「新規申込」「品目変更（光回線プラン変更）申込」「サービスメニュー変更申込」「転用申込」「事業者変更申込」

※ 品目変更、サービスメニュー変更を伴わない移転は対象外

※ 上記対象サービスをご利用のお客様で平成28年5月1日以降にお申込みいただいた方が対象となります。

■ 契約の効力等

- 弊社に契約を解除する旨を書面により通知、もしくはお電話にて申告いただくことで「対象サービス」の初期契約解除を行うことができます。
- 書面による通知をする場合は、対象サービスをお申し込み後にお送りする「開通のご案内」をお客様が受領された日から起算して8日の間に、お客様からの書面の送付日が含まれている必要がありますが、弊社では郵便の「消印日」を「お客様の書面の送付日」として取扱い、その日を初期契約解除申告日とさせていただきます。なお、お電話による申告をされる場合は、弊社にお電話いただいた日が上記8日の間に含まれている必要があり、弊社ではその日を初期契約解除申告日とさせていただきます。原則としてその初期契約解除申告日に契約の解除をさせていただきます。ご注意ください。
- 契約を解除された場合、解約金は請求いたしません。既に弊社がお客様から解約金をいただいている場合は、いただいた解約金を返金いたします。
- 品目変更の注文を初期契約解除された場合、品目変更前のサービスへお戻しします。（但し、品目変更前のサービスへお戻しした場合、お客様ID等が変更になる場合がございます。）
なお、品目変更前のサービスの契約解除まで行うものではございません。
- 移転を伴う品目変更の注文を初期契約解除される場合は、品目変更前のサービスへお戻しいたします。（但し、お客様ご利用環境によっては変更前のサービスに戻すことができない場合がございます。）また、移転前のご利用場所住所までお戻しするものではございません。

■ 初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用

- 「対象サービス」の初期契約解除までの期間における月額利用料金（定額制もしくは定額部分については開通後から初期契約解除申告日の前日までの日割料金、従量部分については初期契約解除に係る工事完了までにご利用いただいた料金）および工事費等（品目変更の注文を初期契約解除された場合は、品目変更前のサービスにお戻しする場合の工事費も含む）は請求いたします。また、「対象サービス」の契約解除に伴って同時に解除されたオプションサービス、または付加「対象サービス」の契約料および工事費は、以下の表における請求上限金額の範囲で請求いたします。

請求上限金額が適用される費用	請求上限金額(税込)
契約料	880円
派遣を伴う戸建て住宅向け工事費	27,500円
派遣を伴う集合住宅向け工事費	25,300円
派遣を伴わない工事費	2,200円
夜間・深夜の割増料金	11,220円

※上限金額は「対象サービス」の提供に通常要する費用に対して適用されます。時刻指定工事・LAN配線工事・オプションサービスまたは付加的な機能に係る工事費、その他「対象サービス」の提供に通常要さない工事費等については、請求上限金額は適用されず、全額請求いたします。

- 請求上限金額が適応される費用について、請求上限金額を超えた金額を既にいただいている場合は、いただいた金額から請求上限金額を差し引いた金額を返金いたします。

■ 初期契約解除の申し込み方法

以下の必要事項をご記入・ご確認のうえ、弊社が指定する「初期契約解除通知書」の宛先まで、ご送付をお願いいたします。（簡易書留等が確実です。）

【記入事項】

- 初期契約解除を希望する旨
- 「開通のご案内」に記載されている「ご契約者名」「ご利用場所住所」「お客様ID」
- お客様のご連絡先（日中帯に連絡可能な連絡先）
- 初期契約解除サービス名
- 「開通のご案内」の受領日
- 電話による申告日（「初期契約解除通知」送付前にお電話で申告をいただいたお客様のみ記載願います。）
- 「初期契約解除に関するご案内」に記載している事項について了承している旨

* (1)～(7)を必ずご記入ください。
・原則として、お客様より送付いただく「初期契約解除通知書」の郵便の「消印日」を初期契約解除申告日とさせていただきます。
既にお電話にて申告をされている場合は、その申告日を(6)に記載いただき、別途初期契約解除通知書を送付願います。
・「初期契約解除通知書」に記載いただいた項目等に不備がある場合は、弊社からお客様へご連絡させていただく場合がございます。
・お客様と一定期間連絡が取れない場合につきましては、初期契約解除の申し込みを受け付けることができない場合や、ご希望いただいた初期契約解除申告日に解約等ができない場合がございますのでご了承ください。

右記のURLより、「初期契約解除通知書」のダウンロードも可能です。（<https://www.platinum-hikari.net/terms.html>）

【確認事項】

- お客様の控えとして、「初期契約解除通知書」をコピーいただき、保管願います。

「初期契約解除通知書」の宛先およびお問い合わせ先について

プラチナ光サポートセンター 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-22 STV時計台通ビル5F TEL：0120-877-572(平日9時～18時受付)

■ その他留意事項

- 弊社または弊社の代理店等が、初期契約解除に関する事項について、事実と異なる虚偽の説明をしたことにより、お客様がその内容を事実と誤認をし、これによって8日間を経過するまでに初期契約解除をしなかった場合、弊社から再送する書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は初期契約解除を行うことができます。
- 初期契約解除をされた場合「対象サービス」のオプションサービスや付加的機能も自動的に契約解除となりますが、他の事業者が提供するサービス等、自動的に回復とならないサービスがありますので、お客様より初期契約解除を行う旨のご連絡をいただきますようお願いいたします。（他の事業者が提供するサービスの契約解除については提供事業者へご連絡ください）
- キャンペーンなどによりキャッシュバックや贈与品などのお約束をさせていただいていた場合、初期契約解除に伴い、それらの取り決めについても失効します。
当社にてキャッシュバックのお振込や贈与品などのお手続きが完了している場合、返還いただけます。
- 「対象サービス」と他の事業者のサービスまたは弊社の初期契約解除対象外サービスの変更を初期契約解除する場合、変更後のサービスから変更前のサービスへの原状復帰はいたしません。
（工事費を請求いたします）

初期契約解除に関するご案内

※この初期契約解除は、個人（事業を営まれている個人を含みます）であるお客様が締結されている契約のみが対象となるものであり、法人やその他の団体であるお客様が締結されている契約については、この初期契約解除を行うことはできません。

本書面では初期契約解除に関する内容について説明いたします。

■ 初期契約解除の対象サービス（個人による契約が対象であり、法人による契約の場合は対象外）

単独プラン ファミリータイプ	単独プラン マンションタイプ	単独ライトプラン
プロバイダセットプラン ファミリータイプ	プロバイダセットプラン マンションタイプ	プロバイダセットライトプラン

■ 初期契約解除の対象となる注文

「新規申込」「品目変更（光回線プラン変更）申込」「サービスメニュー変更申込」「転用申込」「事業者変更申込」

※ 品目変更、サービスメニュー変更を伴わない移転は対象外

※ 上記対象サービスをご利用のお客様で平成28年5月1日以降にお申込みいただいた方が対象となります。

■ 契約の効力等

- 弊社に契約を解除する旨を書面により通知、もしくはお電話にて申告いただくことで「対象サービス」の初期契約解除を行うことができます。
- 書面による通知をする場合は、対象サービスをお申し込み後にお送りする「開通のご案内」をお客様が受領された日から起算して8日の間に、お客様からの書面の送付日が含まれている必要がありますが、弊社では郵便の「消印日」を「お客様の書面の送付日」として取扱ひ、その日を初期契約解除申告日とさせていただきます。なお、お電話による申告をされる場合は、弊社にお電話いただいた日が上記8日の間に含まれている必要があり、弊社ではその日を初期契約解除申告日とさせていただきます。原則としてその初期契約解除申告日に契約の解除をさせていただきます。ご留意ください。
- 契約を解除された場合、解約金は請求いたしません。既に弊社がお客様から解約金をいただいている場合は、いただいた解約金を返金いたします。
- 品目変更の注文を初期契約解除された場合、品目変更前のサービスへお戻しします。（但し、品目変更前のサービスへお戻しした場合、お客様ID等が変更になる場合がございます。）
なお、品目変更前のサービスの契約解除まで行うものではありません。
- 移転を伴う品目変更の注文を初期契約解除される場合は、品目変更前のサービスへお戻しいたします。（但し、お客様ご利用環境によっては変更前のサービスに戻すことができない場合がございます。）また、移転前のご利用場所住所までお戻しするものではありません。

■ 初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用

- 「対象サービス」の初期契約解除までの期間における月額利用料金（定額制もしくは定額部分については開通後から初期契約解除申告日の前日までの日割料金、従量部分については初期契約解除に係る工事完了までにご利用いただいた料金）および工事費等（品目変更の注文を初期契約解除された場合は、品目変更前のサービスへお戻しする場合の工事費も含む）は請求いたします。また、「対象サービス」の契約解除に伴って同時に解除されたオプションサービス、または付加「対象サービス」の契約料および工事費は、以下の表における請求上限金額の範囲で請求いたします。

請求上限金額が適用される費用	請求上限金額(税込)
契約料	880円
派遣を伴う戸建て住宅向け工事費	27,500円
派遣を伴う集合住宅向け工事費	25,300円
派遣を伴わない工事費	2,200円
夜間・深夜の割増料金	11,220円

※上限金額は「対象サービス」の提供に通常要する費用に対して適用されます。時刻指定工事・LAN配線工事・オプションサービスまたは付加的な機能に係る工事費、その他「対象サービス」の提供に通常要さない工事費等については、請求上限金額は適用されず、全額請求いたします。

- 請求上限金額が適用される費用について、請求上限金額を超えた金額を既にいただいている場合は、いただいた金額から請求上限金額を差し引いた金額を返金いたします。

■ 初期契約解除の申し込み方法

以下の必要事項をご記入・ご確認のうえ、弊社が指定する「初期契約解除通知書」の宛先まで、ご送付をお願いいたします。（簡易書留等が確実です。）

【記入事項】

- 初期契約解除を希望する旨
- 「開通のご案内」に記載されている「ご契約者名」「ご利用場所住所」「お客様ID」
- お客様のご連絡先（日中帯に連絡可能な連絡先）
- 初期契約解除サービス名
- 「開通のご案内」の受領日
- 電話による申告日（「初期契約解除通知」送付前にお電話で申告をいただいたお客様のみ記載願います。）
- 「初期契約解除に関するご案内」に記載している事項について了承している旨

* (1)～(7)を必ずご記入ください。
・原則として、お客様より送付いただく「初期契約解除通知書」の郵便の「消印日」を初期契約解除申告日とさせていただきます。既にお電話にて申告をされている場合は、その申告日を(6)に記載いただき、別途初期契約解除通知書を送付願います。
・「初期契約解除通知書」に記載いただいた項目等に不備がある場合は、弊社からお客様へご連絡させていただく場合がございます。
・お客様と一定期間連絡が取れない場合につきましては、初期契約解除の申し込みを受け付けることができない場合や、ご希望いただいた初期契約解除申告日に解約等ができない場合がございますのでご了承ください。

右記のURLより、「初期契約解除通知書」のダウンロードも可能です。（<https://www.platinum-hikari.net/terms.html>）

【確認事項】

- お客様の控えとして、「初期契約解除通知書」をコピーいただき、保管願います。

「初期契約解除通知書」の宛先およびお問い合わせ先について

プラチナ光サポートセンター 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-22 STV時計台通ビル5F TEL：0120-877-572(平日9時～18時受付)

■ その他留意事項

- 弊社または弊社の代理店等が、初期契約解除に関する事項について、事実と異なる虚偽の説明をしたことにより、お客様がその内容を事実と誤認をし、これによって8日間を経過するまでに初期契約解除をしなかった場合、弊社から再送する書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は初期契約解除を行うことができます。
- 初期契約解除をされた場合「対象サービス」のオプションサービスや付加的機能も自動的に契約解除となりますが、他の事業者が提供するサービス等、自動的に回復とならないサービスがありますので、お客様より初期契約解除を行う旨のご連絡をいただきますようお願いいたします。（他の事業者が提供するサービスの契約解除については提供事業者へご連絡ください）
- キャンペーンなどによりキャッシュバックや贈り品などのお約束をさせていただいていた場合、初期契約解除に伴い、それらの取り決めについても失効します。当社にてキャッシュバックのお振込や贈り品などのお手続きが完了している場合、返還いたします。
- 「対象サービス」と他の事業者のサービスまたは弊社の初期契約解除対象外サービスの変更を初期契約解除する場合、変更後のサービスから変更前のサービスへの原状復帰はいたしません。（工事費を請求いたします）

記入年月日

令和 年 月 日

プラチナ光初期契約解除通知書

株式会社テレ・マーカ― プラチナ光コールセンター 行

電気通信事業法第26条の3に基づき、以下のとおり、契約を解除します。

ご契約者名 (フリガナ)		印
ご利用先住所	〒 -	
お客様 光回線ID (CAF(10桁の数字) COP(8桁の数字))	CAF COP	
お客様 ご連絡先	-	
初期契約解除サービス名	<input type="checkbox"/> 単独プラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> 単独プラン マンションタイプ
	<input type="checkbox"/> カタログギフトプラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> カタログギフトプラン マンションタイプ
	<input type="checkbox"/> プラチナネットプラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> プラチナネットプラン マンションタイプ
	<input type="checkbox"/> プラチナネットライトプラン	<input type="checkbox"/> 単独ライトプラン
	ご利用プランが上記にない場合はご記入ください	
「開通のご案内」受領日	令和 年 月 日	
電話による契約解除ご申告日 ※ お電話にて申告済みのお客様のみ記載	令和 年 月 日	

チェック <input type="checkbox"/>	「開通のご案内」に同封の「初期契約解除に関するご案内」に記載している事項について了承済み
----------------------------------	--

株式会社テレ・マーカ― 使用欄

記入例

記入年月日

令和 2 年 1 月 1 日

プラチナ光初期契約解除通知書

株式会社テレ・マーカー プラチナ光コールセンター 行

電気通信事業法第26条の3に基づき、以下のとおり、契約を解除します。

ご契約者名 (フリガナ)	田中 太郎 (タナカ タロウ) (田中)								
ご利用先住所	〒 060 - 0061 北海道札幌市中央区▲▲ - XX								
お客様 光回線ID (CAF(10桁の数字) COP(8桁の数字))	CAF COP 1234567890								
お客様 ご連絡先	011 - XXX - XXXX								
初期契約解除サービス名	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 単独プラン ファミリータイプ</td><td><input type="checkbox"/> 単独プラン マンションタイプ</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> カタログギフトプラン ファミリータイプ</td><td><input type="checkbox"/> カタログギフトプラン マンションタイプ</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> プラチナネットプラン ファミリータイプ</td><td><input type="checkbox"/> プラチナネットプラン マンションタイプ</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> プラチナネットライトプラン</td><td><input type="checkbox"/> 単独ライトプラン</td></tr></table> <p>ご利用プランが上記にない場合はご記入ください</p>	<input type="checkbox"/> 単独プラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> 単独プラン マンションタイプ	<input checked="" type="checkbox"/> カタログギフトプラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> カタログギフトプラン マンションタイプ	<input type="checkbox"/> プラチナネットプラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> プラチナネットプラン マンションタイプ	<input type="checkbox"/> プラチナネットライトプラン	<input type="checkbox"/> 単独ライトプラン
<input type="checkbox"/> 単独プラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> 単独プラン マンションタイプ								
<input checked="" type="checkbox"/> カタログギフトプラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> カタログギフトプラン マンションタイプ								
<input type="checkbox"/> プラチナネットプラン ファミリータイプ	<input type="checkbox"/> プラチナネットプラン マンションタイプ								
<input type="checkbox"/> プラチナネットライトプラン	<input type="checkbox"/> 単独ライトプラン								
「開通のご案内」受領日	令和 2 年 1 月 1 日								
電話による契約解除ご申告日 ※ お電話にて申告済みのお客様のみ記載	令和 2 年 1 月 1 日								

チェック



「開通のご案内」に同封の「初期契約解除に関するご案内」に記載している事項について了承済み

株式会社テレ・マーカー 使用欄

送付先宛名ラベル

料金受取人払郵便		060-0001
札幌中央局 承認		204
1448		定形
差出有効期間	特定記録	
2021年6月 30日まで ●切手不要	北海道札幌市中央区 北1条西3丁目3-22 STV時計台通ビル5F	
	株式会社テレ・マーカ― フラチナ光 コールセンター一行	
差出人	〒 ご住所	
	お名前	

●以下の手順で作成し、郵便局窓口にて、送付してください。

《手順》

①初期契約解除通知書を送付する封筒をご準備ください。

②上記の**定形郵便物**の封筒ラベル点線に沿って切り取り、ご自身でご用意した封筒に剥れないようにしっかりと貼ってください。

※定形郵便の封筒ラベルで、定形外郵便物の送付はできませんので、確認願います。

③差出人欄にご住所、お名前を必ずボールペンにてお書きください。

④必ずお近くの郵便局窓口で、**【特定記録郵便】**にて、送付してください。